宮崎公立大学○○部会則

第１条（名称）

　　この課外活動団体は、宮崎公立大学　　　　　　　部（以下「　　　　　　　部」という）と称し、宮崎公立大学（以下「本学」という）に置く。

第２条（住所）

　　この　　　　　　部を、宮崎県宮崎市船塚１丁目１番地２におく。

第３条（目的）

　　　　　この　　　　　部は、

を目的とする。

第４条（組織）

　　この　　　　　　部は、本学に在学する学生を構成員として組織する。

第５条（役員）

　　この　　　　　　部に次の役員を置き、任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。なお、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　　　　１）　部長　　　　１名

例　　２）　副部長　　　１名

　　　　３）　会計　　　　１名

第６条（役員の任務）

　　この　　　　　　部の役員の任務は、次のとおりとする。

　　　　１）　部長は部運営の最高責任者となる。

　例　　２）　副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときはその任務を代行する。

　　　　３）　会計は部の会計及びその他の事務をつかさどる。

第７条（顧問）

　　この　　　　　　部に顧問を置く。顧問は、原則として本学専任教員の中から定める。

第８条（活動）

　　この　　　　　　部の目的達成のため、次の活動を行う。

　　１）　○○に関する活動

　　２）　○○に関する大会への参加

　　３）　その他、部の目的を達成するために必要な活動

第９条（部費及び会計）

　　１）　この　　　　　　部の経費は部員の納入する部費をもって充当する。後援会からの助成金、寄付金、その他の収入のあるときも部費と同様の扱いをするものとする。

　　２）　部費は、月額　　　円とし、毎月　　　日までに納入しなければならない。

　　３）　部の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

第１０条（部会）

　　この　　　　　　部の部会は、次のとおりとする。

　　１）　部会は部員で構成し、役員の選出、予算・決算、規約の改廃、その他重要事項についての審議・議決を行う。

　　２）　部長が必要と認める場合は、部会を開催することができる。なお、部員の３分の１以上の者から要求があったときは、部会を開催しなければならない。

　　３）　部長は部会を招集し、部会の議長となる。部長に事故があるときは、副部長がその任務を代行する。

　　４）　部会は部員の過半数の出席により成立し、部会の決定は部員の３分の２以上の賛成による。

第１１条（部員の義務）

部員は部会の決定事項を厳守し、かつ、部に所属する機器・器具等を破損又は紛失した場合は弁償の義務を負うものとする。

第１２条（入部）

　　この　　　　　　部に入部を希望する者は、規約及び活動方針を認めた上、部長及び副部長に願い出ることによって入部することができる。

第１３条（休部・退部）

　　この　　　　　　部の休部・退部は個人の自由意志による。部員が休部・退部しようとするときは、休部・退部届を提出しなければならない。休部・退部届が提出されたときは、部会において報告され承認される。

　　また、この　　　　　　部の部会は次に該当する者に対して、退部を勧告することができる。

　　１）　部の名誉をはなはだしく傷つけた者

　　２）　部の活動を故意に混乱させた者

　　３）　部所属の機器・器具等を故意に破損、無断持ち出し、又は売却した者

　　４）　部の規約に違反した者

　　　附　則

　　この規約は、令和　　　年　　　月　　　日より施行する。